

平成27年
10月下旬
から

マイナンバーが 通知されます！



マイナンバーとは、国民一人ひとりが持つ12桁の個人番号のことです。マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）は、複数の機関に存在する個人の情報が同一の情報であることの確認を行うためのしくみであり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）となります。

マイナンバー（個人番号）は、住民票の住所へ
「通知カード」に記載されて簡易書留で届きます。

- 皆さんのお手元に届くのは、11月中旬以降となる見込みです。
- 届いた「通知カード」は大切に保管してください。
- 通知後に申請すると「マイナンバー（個人番号）カード」が交付されます。

※住民票の住所地とお住まいの違う方ご注意ください。

※個人番号カードとは、氏名や住所、マイナンバーなどが記載された顔写真付きICカードです。

住民基本台帳カードは、マイナンバーカードと重複所持はできません！

住民基本台帳カード及び電子証明書の交付・更新等の終了のお知らせ

マイナンバー制度の開始に伴い、住民基本台帳カード及び住民基本台帳カードに格納されている電子証明書の交付・更新等が終了となります。

確定申告等で電子証明書をご利用される場合は、有効期限を確認していただき、事前に更新されるか、新たに個人番号カードを取得していただけますようお願いします。

なお、個人番号カードを取得される場合は時間を要しますので、早めの申請をお願いします。申請方法の詳細については、通知カード送付時に同封されている説明書をご覧ください。

■交付・更新等終了期日

【住民基本台帳カード】（有効期限 10 年間）

平成 27 年 12 月 28 日（月）17 時まで

※有効期間満了日の3ヶ月前から更新手続きを行うことができます。なお、身分確認によっては即日交付できませんので、申請はお早めをお願いします。

【公的個人認証（電子証明書）】（有効期限 3 年間）

平成 27 年 12 月 22 日（火）17 時まで

※有効期間満了日の3ヶ月前から更新手続きを行うことができます。なお、本人のみの申請となります。

■交付・更新手数料 500 円

マイナンバーの通知に関する問い合わせ 市民課市民担当(内線123～126)

マイナンバーの制度に関する問い合わせ 企画財政課企画推進担当(内線355～357)